

## 総務委員会会議録

日時 平成21年3月2日（月） 開会時間 午前10時05分  
閉会時間 午後2時53分

場所 第3委員会室

委員出席者 委員長 浅川 力三  
副委員長 中込 博文  
委員 前島 茂松 渡辺 巨人 高野 剛 望月 清賢  
石井 脩徳 金丸 直道 進藤 純世 土橋 亨

委員欠席者 なし

## 説明のため出席した者

企画部長 輿石 和正 県民室長 小林 勝己  
理事 中澤 正徳 企画部次長 古屋 博敏  
企画部次長（企画課長事務取扱） 安藤 輝雄  
企画部次長（リニア交通課長事務取扱） 小林 明 県民室次長 三枝 博  
企画部参事 清水 徹 世界遺産推進課長 吉澤 公博  
北富士演習場対策課長 小林 隆一 情報政策課長 原間 敏彦  
情報産業振興室長 小田切 一正 統計調査課長 芦沢 一  
県民生活課長 相沢 享 食の安全・食育推進室長 小沢 和茂  
生涯学習文化課長 八木 正敏 青少年課長 岩間 康  
男女共同参画課長 河野 義彦

公安委員 櫻井 洋 警察本部長 宮城 直樹  
総務室長 戸島 公男 警務部長 小澤 富彦 生活安全部長 皆川 孝  
刑事部長 深沢 正和 交通部長 望月 政明 警備部長 三枝 昇  
首席監察官 日原 清貴 会計課長 宮崎 清  
警務部参事官 保坂 廣文 生活安全部参事官 門西 和雄  
交通部参事官 深澤 俊樹 警備部参事官 青木 雄二  
教養課長 千頭和 菊夫 監察課長 佐藤 元治 厚生課長 小幡 菊次  
情報管理課長 金丸 文夫 地域課長 小野 和夫 少年課長 古屋 一栄  
捜査第一課長 五味 政樹 捜査第二課長 仲村 健二  
交通指導課長 有泉 辰二美 交通規制課長 渡辺 茂  
運転免許課長 佐野 俊夫 警備第二課長 永田 賢一  
警察学校長 鈴木 正明

総務部長 古賀 浩史 会計管理者 新藤 康二  
防災危機管理監 花形 俊雄 理事 芦澤 喜博 次長 深沢 博昭  
次長（人事課長事務取扱） 芦沢 幸彦 職員厚生課長 中澤 卓夫  
財政課長 福富 茂 税務課長 渡辺 祐一 管財課長 矢島 孝雄  
私学文書課長 高木 昭 市町村課長 久保田 克己 消防防災課長 窪田 春樹  
出納局次長（会計課長事務取扱） 窪田 守忠 議会事務局次長 山本 正文

議題

- 第49号 山梨県消費者行政活性化基金条例制定の件  
第55号 平成二十年度山梨県一般会計補正予算第一条第一項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額、同条第二項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第二条繰越明許費の補正中総務委員会関係のもの並びに第四条地方債の補正  
第60号 平成二十年度山梨県県税証紙特別会計補正予算  
第63号 平成二十年度山梨県公債管理特別会計補正予算  
第66号 訴えの提起の件

審査の結果 議案については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した。

審査の概要 まず、委員会の審査順序について、企画部、警察本部、総務部・出納局・議会事務局の順に行うこととし、午前10時5分から午前10時55分まで企画部関係、休憩をはさみ、午前11時18分から午前11時23分まで警察本部関係、さらに休憩をはさんで、午後1時03分から午後2時53分まで総務部・出納局・議会事務局関係の審査を行った。

第49号 山梨県消費者行政活性化基金条例制定の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

主な質疑等 企画部関係

第55号 平成二十年度山梨県一般会計補正予算第一条第一項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額、同条第二項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第二条繰越明許費の補正中総務委員会関係のもの並びに第四条地方債の補正

質疑

（富士山世界文化遺産登録推進事業費について）

高野委員 当初予算が1億1,149万円で減額補正額が5千万円です。資料づくりなどで1年おくれるという知事からの説明があったわけですが、予算を使い切れなくて1年おくれるのは少し合点がいかない部分があります。さっき大まかな説明はしていただきましたが、もう少し細かな、どういう理由で減額補正になってしまったのか説明をお聞きします。

吉澤世界遺産推進課長 まず減額補正5,036万7千円の内訳ですが、特別名所富士山の平面図の作成業務委託執行残として1,452万2千円です。当初予算が1,987万7千円でしたが、執行予定額が535万5千円で、差額の1,452万2千円の減額です。

理由としては、既存の国土地理院の地形図や火山基本図、市町村のかんがい図といったものを活用して平面図を作成することで文化庁との協議が合ったため、1,452万2千円の執行残が生じたことがまず1点です。

補助金の執行残ですが、当初予算で市町村が策定する保存管理計画策定経費の補助金を5千万円計上しています。内容としては、富士吉田市の吉田胎内樹型や忍野村の忍野八海、湖関係として山中湖、河口湖、西湖、精進湖等、それから溶岩樹型等です。こういった事業が一部、21年度にずれ込んだり、あるいは未着手のため、不執行となる事業が生じています。

特に湖関係については、昨年は住民説明会等が行われ、現段階で着手しましたので、全額不執行になっています。そのために、5千万円のうち当年度執行分が959万2千円、翌年度へ繰り越すものとして456万3千円、その差額3,584万5千円を今回、減額補正するものです。

高野委員

今、未着手とか不執行という話が出ましたが、これだけ予算を残して、せっかく富士山の世界文化遺産登録に向けて進もうというときに、まるで20年度は20年度の予定しかなくて、21年度の予定はまた21年度になってからつくっていくような感覚にとれますが、例えば平泉がどうして世界遺産にならなかったかを考えると、もう少し前向きに、ある予算は使ってしっかりやっていくのが当たり前ではないかと思えます。未着工とか不執行というのがどうも私には意味がよくわからないのですが、その内訳をもう少し詳しく教えてください。

吉澤世界遺産推進課長 未着手、あるいは不執行の内訳として、まず富士吉田市の吉田胎内樹型ですが、これは昨年11月に保存管理計画策定の委員会等を立ち上げ、着手しています。しかし、保存管理計画の策定費は文化庁との協議が必要になってきますので、そういった協議が現在、進んでいない状況です。したがって、年度内の完成が見込めないということで、370万円ほど翌年度へ繰り越すことになっています。

忍野村の忍野八海については、八海及びその周辺環境の改善が必要ですが、そのめどが現在立っていません。忍野村においては、現在、景観計画策定の準備をしていますが、保存管理計画については現在のところ策定未着手ということで、翌年度事業に繰り越すことになっており、全額不執行になります。

山中湖村については現在、湖の測量等、一部着手済みですが、その一部について翌年度に繰り越し、来年、保存管理計画等をつくっていきますので、その分については未着手です。

鳴沢村の溶岩樹型等については、昨年、国際シンポジウムで富士山と信仰、芸術とのかかわりが必要であるということから、その内容等について今後、精査していかなければならないということがあります。したがって、本年度中については現在、未着手の状態、来年度へ繰り越すことになっています。

富士河口湖町については、溶岩樹型群については既に策定等が進んでおり、現在、策定作業ということで一部の950万は執行済みになります。しかし、印刷、製本等については翌年度に繰り越す予定です。

湖関係については、現在、測量等を行っていますが、保存管理計画策定地域は4月以降の事業に回ってくるということで、次年度へ繰り越します。

高野委員

数字の面だけのことは今言った説明でいいのですが、ただ、それ以上に富士山を世界文化遺産にという意味に対しては、文化庁だけの言うことを聞いていればいいみたいな感覚にとれました。1年おくれになるかもしれないけれども、平成24年までには何とかしたいという県の意気込みが今の説明では全然、あらわれてきません。文化庁がそれはまだ待てと言っているから待っていると、これは市町村がまだ整備が整わないからそれも待っていると

は、果たして世界遺産推進課と言うのかなという疑問にもなってしまいますが、その辺のことははっきりわかりやすく教えてください。

吉澤世界遺産推進課長 1月27日に県と市町村で推進協議会を開きました。その中で今後のスケジュールについて協議しましたが、その中で、まだ構成資産候補、緩衝地帯といったものが定まっていないということで、本年6月までに構成資産候補、緩衝地帯を固めて、県、市町村が行う作業については、これは静岡県も一緒ですが、来年6月までにすべての作業を完了していくことで合意されたところです。

来年6月の完了になりますと、今、文化財に指定されていない湖等については、遅くとも来年の1月に国へ文化財指定のための申請を出さなければならないわけです。来年の1月ということになりますと、年内には指定の作業をすべて終えるということです。

当初の予定では、来年の6月が本年6月という作業でしたが、文化財指定は国では年2回しか受け付けていないのが実態です。6月の申請、1月の申請と2回あるわけですが、そうなりますと本年6月の申請は難しいということで、来年6月までにすべての作業を終えて、申請書原案を国へ提出するという御了解いただいたところですので、それを目指して、今、鋭意、県と市町村で取り組んでいくと合意されたところです。

高野委員

この説明だけでは、別に次のときに同じことを聞くような羽目になります。要は、万全にしたいために平成24年までにといった話が、実際問題、昨年4月の予算をつくったときにどういうものをどうやるのかという計画がなかったのではないかと言いたいのです。そのためにおこなっているのではないですか。要は平成24年までにはそれを確実に作り上げていくという意気込みが感じられないということです。だから、もっと例えば今年の6月には無理だから来年の1月にということですが、先月、会議をして、この予算を使うための会議はいつしたのですか。

吉澤世界遺産推進課長 市町村とは進捗状況等について連絡を取り合い、この予算を策定する前に市町村とそれぞれ、作業の進捗状況を確認した上でつくっています。ですから、最初に話をしているのは、昨年11月、12月の段階です。現在、市町村では、この内容に沿って本年度、執行できるものはすべて作業を終えたいということで、作業スケジュールをとっています。来年度に送られるものについては、市町村でも来年度に予算計上して進行する予定になっています。

高野委員

当初の1億1千1百万円という予算はいつつくったのですか。

吉澤世界遺産推進課長 この予算は平成20年度の当初予算の審議を受ける前につくりました。

高野委員

予算をせっかくつくるのであれば、その予算を使い切るくらいの努力をしなければならぬと思います。無駄なものを削っていくという予算ならわかりますが、世界文化遺産登録に対しての予算は少し違うと思います。きちんと予算を使い切って一歩でも前へ進めていくのが基本的にはあなた方の仕事ではないでしょうか。それが、ただ余るからといって、こういうことで余りましたという話では、世界遺産の場合は納得いかない話だと思います。

例えば去年の4月以降に、この予算をしっかりと進めていこうという部分があり、何回か会議をしながら進んでいったけれども、市町村との話がうまくいかない、文化庁との話がうまくいかないということを言わないと、何となく4月からの予算をここへ来て急に、これは減額補正です、これも減額補正ですでは話を通らないのではないのでしょうか。もっと県は前向きに、せつかく予算を立てたなら、世界遺産になるような方向づけをしてもらわなければなりません。知事も一生懸命世界遺産にしたいと言っているのですから、あなた方もやはりそれに倣って、予算は別に使い切っても構わないと思います。文化庁がこう言っているのではなく、課長は文化庁へ去年の4月から何回ぐらい行って打ち合わせをしているのですか。

吉澤世界遺産推進課長 最低月1回ぐらいは文化庁へ直接行って、協議しています。

高野委員 何かの言いわけ的に文化庁を使ったり、市町村を使ったりするのはよくないと思います。県の世界遺産推進課がこういうふうに頑張っていて、しかし、文化庁の抵抗が強くてこうだという話なら納得もできますが、あなたが今まで説明した話ではなかなか納得できません。世界遺産推進課の考え方をはっきり言ってください。

中澤理事 補正したマイナス5千万円について、1千4百万円については節約によって予定どおりの事業ができましたが、残りの3千6百万円について、未執行になっているのではないかとのことです。

この部分は、当初、平成20年度当初予算をつくる時に、平成20年度に各市町村の事業が山場を迎えるので、市町村は人材的にもなかなか人手も足りませんし、財政が厳しいので、県単の補助金をつくって欲しいと言われてまして、事業を進めるに当たって、県単の補助金を5千万円つくりました。

しかし、事業の進みぐあいが若干、湖の指定等々でおくれまして、どうしても今年度中に予算を執行することができませんでした。この3千5百万円程度については、もう1年、また補助金を出してくれるように市町村からも言われており、来年度も予算の中でまたお願いしたいと思っています。

そういったことで1年はおくれていますが、来年度中には、本来、20年度に行うべきであった事業も、市町村でも一生懸命取り組むということですので、県としても、また補助金を来年度の当初予算にお願いして、市町村とともに頑張って、1年おくれでは何とか事業、作業を終わりたいと思っています。

高野委員 たまたまこれだけ大きな減額補正が出ているから話をしているだけで、私が聞きたいのは、お金の問題ももちろんですが、それ以上に、要するに気持ち的に、ソフト面で、例えばどういう意思なのか、その意思がわからないと言っているのです。1千5百万円がどうで、何とかがどうという話ではなくて、もう期限を切っているのに、それに向かったの意思が伝わってきません。協力したいと思っても意思が伝わらなければ、議会もそんなに簡単には協力できません。その意思をしっかりと話してください。

輿石企画部長 平成23年の登録に向かって、県、市町村ともに強力に進めてきましたが、平泉の登録延期をお聞きして、資産候補を確定し、史跡指定という形での文化庁の指導もあるわけですから、平泉の二の舞にならないように、23年の目標から、目標年次は掲げませんが、できれば1年おくれで文化庁に提出し

て、できるだけ早く世界文化遺産登録になるように、県、市町村、静岡県ともども、準備を進めていきたいと思っています。予算については、市町村は非常に厳しいわけですから、その辺はご理解いただきたいと思います。

**（携帯電話不感地域解消事業費補助金について）**

石井委員

総務費の第1項、総務管理費、企の8ページです。携帯電話の不感地域の解消の補助金ですが、3千5百万円減額補正されています。先ほどの説明の中では補助対象が決定したものであるという説明だったと思います。しかし、現実にはまだ不感地域が残っていますし、年度末ですので、まだ事業を執行している最中であろうかとも思いますが、今、日常生活の中では携帯電話への依存度は非常に高く、また、防災や日常生活の中でも非常に大きな役目を果たしていると思いますので、ここで減額補正して、不感地域はどのようにしていくのかをお聞かせください。

原間情報政策課長

携帯電話の不感の関係については、今年度補助事業を創設して、特に国庫補助事業がはまらないところを対象に、県単での助成という形で補助事業を組み立てました。各市町村からの要望があったわけですが、その後、複数の携帯事業者をお願いする中で、ある特定の携帯事業者が県の要請を非常に前向きに受けとめていただき、自己努力で、県費を使うことなくインフラ整備を進めていただいて、携帯電話の不感解消が進んできた経緯があります。

当初、県で不感地域としてとらえたのは29地域あるわけですが、今、申し上げたような中で、民間事業者の努力により、今年度末までには25地域が解消されることになっています。さらに、来年の第1四半期ぐらいになるうかと思いますが、残る2地域についても不感の解消がほぼ図られる予定になっています。

したがって、残る2地域になるわけですが、ここについては国庫補助制度の絡みや、該当する市町村における自主的な事業展開がありますので、そういったところをにらみながら、今後とも支援していきたいと考えています。

石井委員

不感地域の解消が非常に進んでありがたく思っていますが、まだ私どもの地域もそうですが、県内にはまだ解消できない地域がある中で、引き続き、その解消に向けて、県でも努力指導していただくと受け取ってよろしいですね。

原間情報政策課長

携帯電話は今や普及台数が1億台を超える中で、だれもが持っている通信インフラですので、使えるのが今や当たり前のようになってきています。今後も、県下全域で不感がないように取り組んでいきたいと考えています。

石井委員

日常欠かせない、また先ほど話したように防災にも非常に大きな役目を果たすものですので、ぜひ今後も積極的に不感地域解消に向けてご指導賜りたいと思っています。

討論

なし

採決

全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第60号 平成二十年度山梨県県税証紙特別会計補正予算

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第63号 平成二十年度山梨県公債管理特別会計補正予算

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第66号 訴えの提起の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

以 上

総務委員長 浅川 力三